

消費生活 相談

5月は「消費者月間」です「見える情報 見えない 仕組み～AI時代の消費者力を高めるために～」

【問い合わせ】消費生活センター(東海村産業・情報プラザ「アイヴィル」内) ☎287-0858

インターネットやAI(人工知能)の発達により、私たちは多くの情報を簡単に手に入れられるようになりました。しかしその一方で、AIがどのように情報を選んで私たちに見せているのかは分かりにくく、AIを悪用した詐欺も増えていきます。身近な消費者トラブルを知り、安心して暮らすための知識を身につけましょう。



ドの番号を伝えてしまった。しかし実際は、AIで友人の顔や声を作り出した“偽物”だった。

【事例2】AI生成画像を使った寄付金詐欺…自然災害の画像を見て寄付をしたところ、実はAIで作られた偽の画像だった。存在しない被災者を装い、寄付金をだまし取る手口だった。



安全・安心にAIを活用するために…

- ▽AIが作った情報や画像が混ざっている可能性を意識しましょう
- ▽インターネットの情報をうのみにせず、複数の情報源で確認しましょう
- ▽自分に届く情報が“仕組み”によって選ばれていることを知り、冷静に判断しましょう

トラブルの事例

【事例1】AIで友人そっくりに偽装された詐欺…友人からビデオ通話で「知人の入札の保証金としてお金が必要になった」と言われた。顔も声も友人そのものだったため、指示どおりキャッシュカー

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まずに、すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へご相談を!

国民年金 だより



特例制度の利用と 免除申請について

免除・納付猶予制度▼保険料を納めることが困難な場合、本人からの申請によって、保険料の納付猶予または、全額もしくは一部が免除になる制度です。また退職(失業等)により納付が困難な方は特例免除を申請できます。申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職(失業等)した方で、申請を希望する場合は、雇用保険受給資格者証(写し)や雇用保険被保険者離職票(写し)など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写しをお持ちください。

学生納付特例制度▼前年所得が基準以下の学生を対象とした、保険料の納付が猶予される制度です。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証(写し)または在学証明書(原本)をお持ちください。なお、令和7年度にこの制度により保険料納付を猶予されていて、令和8年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、はがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。はがきでの申請の場合、学生証(写し)または在学証明書(原本)は添付不要です。

過去の分の免除申請▼申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

産前産後期間の保険料免除▼出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

※申請には、母子手帳の表紙と出産予定日の記載があるページの写しが必要です。

【問い合わせ】水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当(☎282局1711 内線1173)



◎令和8年度の国民年金保険料の額は1万7,920円/月です

役場や年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストア、スマホアプリを使用した電子決済をご利用ください。